

新潟市水道局工事成績評定通知実施要領 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（説明請求）</p> <p>第4条 前条の規定により通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内（14日目が休日又は祝祭日にあたる場合は翌日をもって満了日とする。）に書面により、評定点等について説明を求めることができるものとする。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（説明請求）</p> <p>第4条 前条の規定により通知を受けた受注者は、通知を受けた日から14日以内（14日目が休日又は祝祭日にあたる場合は翌日をもって満了日とする。）に書面により、評定点等について説明を求めることができるものとする。</p>	